



## 指名停止処分について

- 1 趣 旨 独占禁止法違反行為による指名停止処分
- 2 業 者 ・高知県高知市本宮町 105-23 構営技術コンサルタント株式会社 代表取締役 水野 隆之
  - ・高知県高知市介良甲828-1 株式会社第一コンサルタンツ 代表取締役 右城 猛
- **3 期 間** 令和5年11月1日~令和6年4月30日(6カ月間)
- 4 概要 構営技術コンサルタント㈱と㈱第一コンサルタンツは、高知県発注の特定地質調査業務の入札に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和5年9月28日に公正取引委員会から同法に基づく排除措置命令と課徴金納付命令を受けた。 坂出市建設工事指名停止等措置要領別表第13号(独占禁止法違反)に該当するため、同要領第1条に基づき指名停止を行う。

## 【問合先】

坂出市総務部総務課契約係

TEL 0877-44-5002 (内線 143) FAX 0877-46-4056